

# 届出書作成支援ソフトのバージョンの自動更新が出来ない場合の対処について

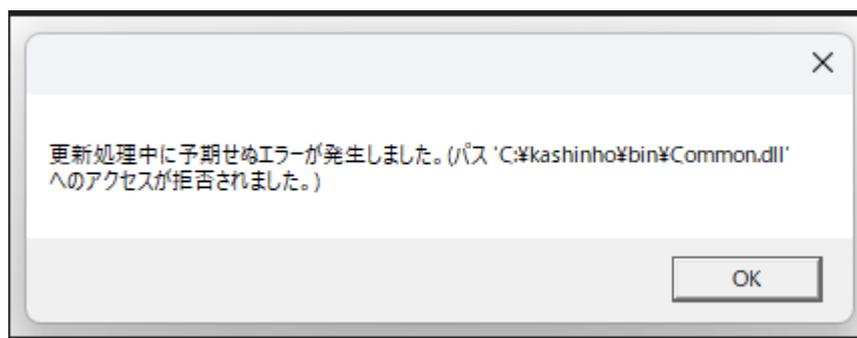
令和6年6月14日  
経済産業省製造産業局  
化学物質管理課化学物質安全室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。）に基づき、一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質、第二種特定化学物質（以下「一般化学物質等」という。）を年間1トン以上（監視化学物質及び第二種特定化学物質は年間1kg以上）製造・輸入した者は、その製造・輸入数量等を経済産業大臣に届出なければなりません。

化学物質安全室ではこの届出書を作成する際に使用する「届出書作成支援ソフト」を提供しております。本ソフトについては、経済産業省のウェブサイトからダウンロードいただいた後、毎年度バージョンアップすることで継続して使用していただけます。

このお知らせは、届出者のパソコンの環境等によりバージョンアップできない事象がある場合の対処法です。

「届出書作成支援ソフト」の自動更新ボタンを押して、バージョンアップして使用いただきますが、次のエラーメッセージが表示され、更新が出来ない場合があります。



エラーメッセージ

本ソフトの更新ができない場合は、以下の順に確認してください。

1. パソコン環境やアクセス権及びセキュリティに関する確認の実施 (p. 2～p. 5)
2. 上記1に問題ないにも係わらず自動更新が出来ない場合 (p. 6)

それでもなお更新が出来ない場合は、CD-ROM で届出書作成支援ソフトを提供していますので、ご連絡ください。

3. 届出書作成支援ソフトの提供 (CD-ROM) (p. 7)

## 1. パソコン環境やアクセス権及びセキュリティに関する確認の実施

①使用しているパソコンの環境を確認してください。

OS	Windows 11
CPU	Intel® Core(TM) i5-6200U 相当 @ 2.30GHz以上
メモリ	1GB 以上
ハードディスク	5GB以上の空き領域があること
フレームワーク	.NET Framework 4.8

②アクセス権（更新権限）及びセキュリティに関する確認をしてください。

・使用者にアクセス権がない場合は、企業のシステム担当者にご相談ください。

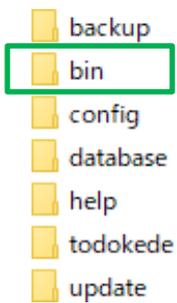
確認事項：

- ✓ 更新できないフォルダ等に配置していないか
- ✓ 光ディスク等に保存して実行していないか
- ✓ 更新権限を得ていないセキュリティ HDD 等から実行していないか
- ✓ デスクトップ等に配置した場合、更新権限はあるか

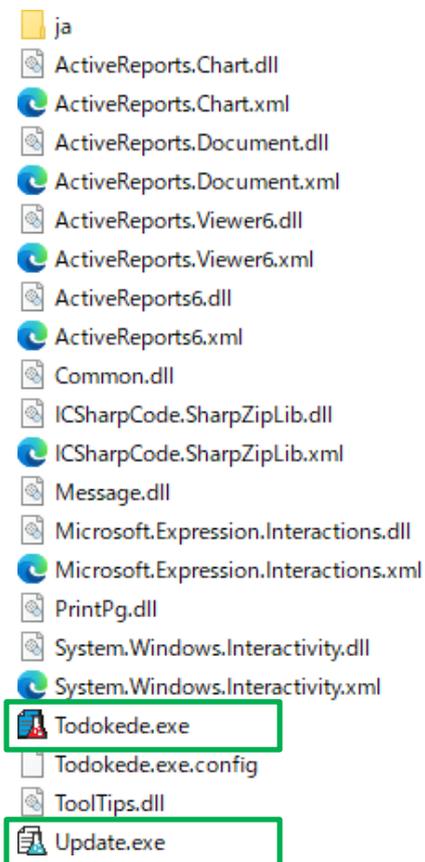
③セキュリティに関する確認をしてください。

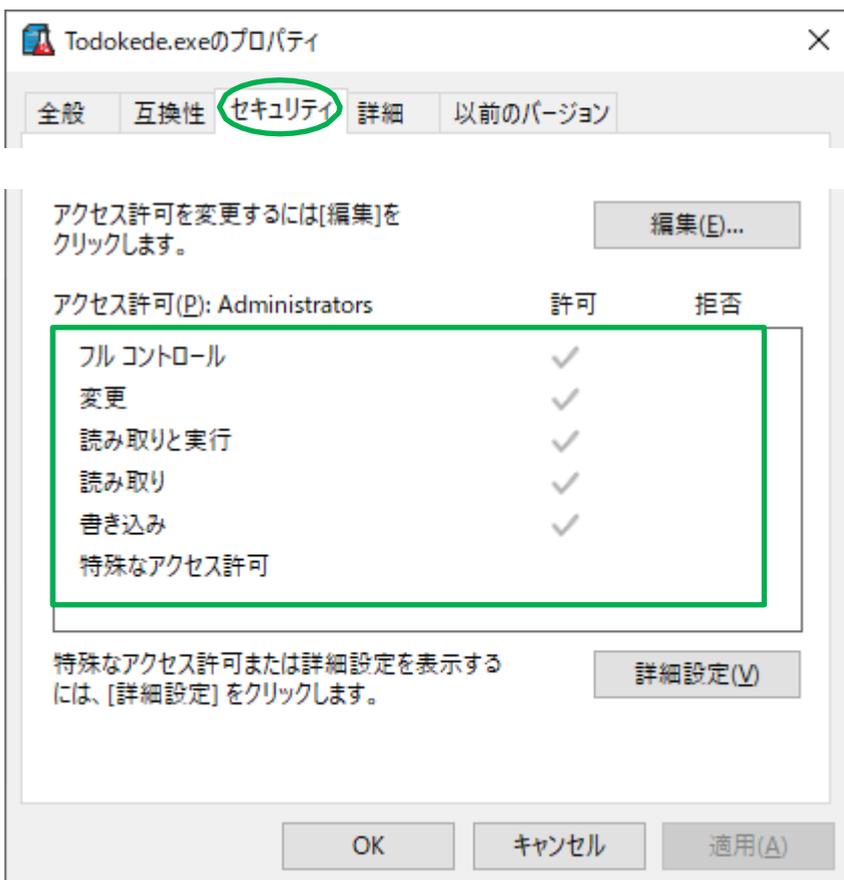
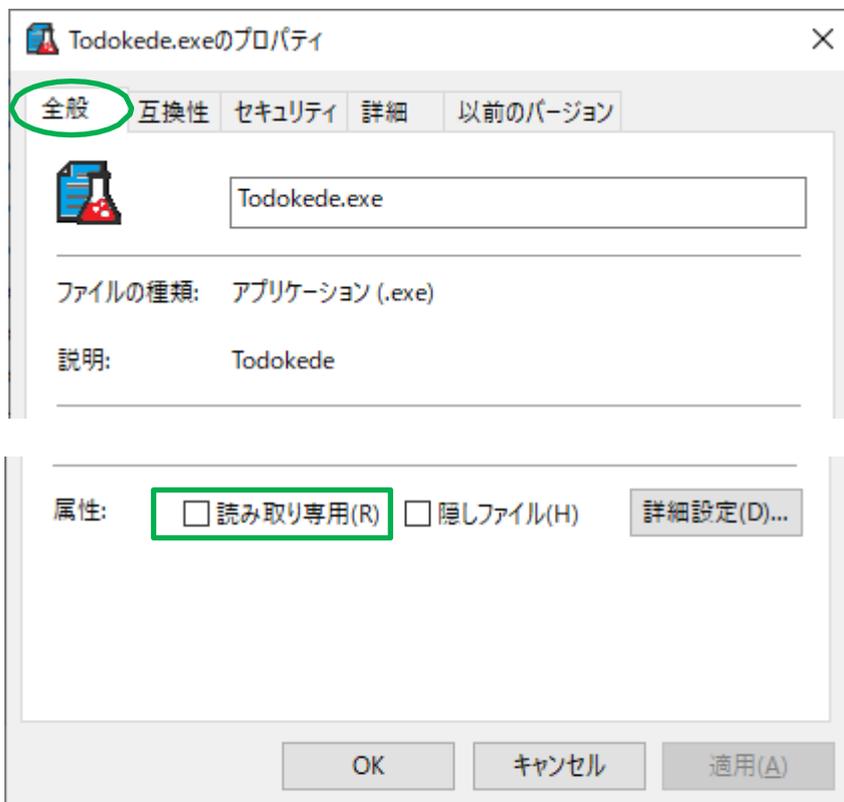
・届出書作成支援ソフト\_04.00.00.06 は以下のフォルダから構成されています。

Kashinho¥bin 配下のファイル全てのプロパティについて、書き込み可能であることが必要です。読み取り専用等になっていないか確認してください。



また、「bin」のフォルダを展開すると、「Todokede.exe」、「Update.exe」があります。各々のファイルを右クリックしてプロパティを表示し、セキュリティのタブを選択してください。

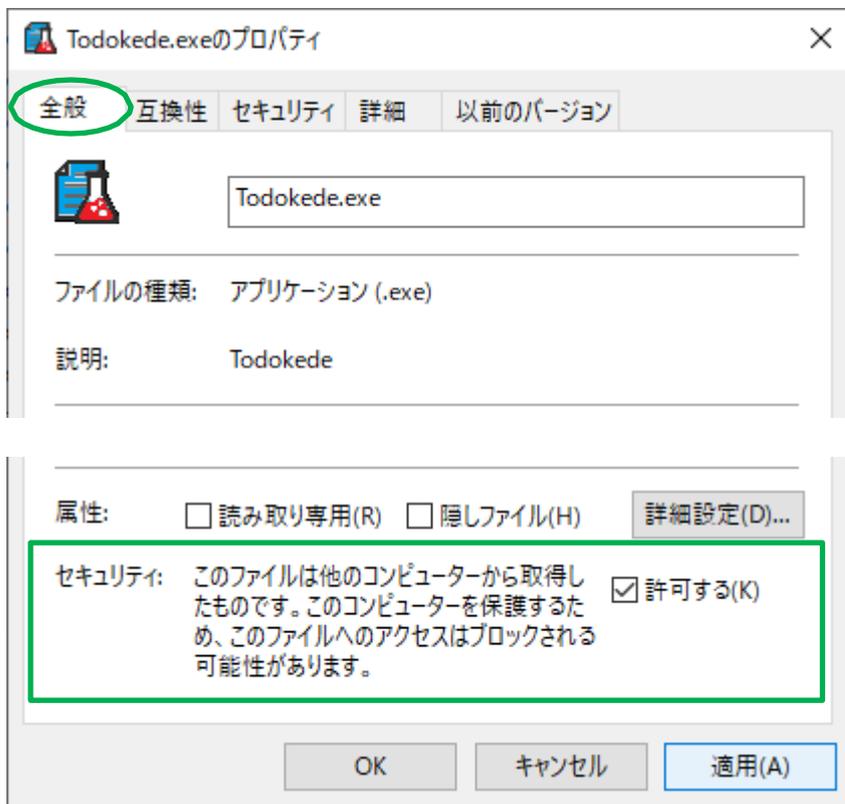




なお、以下のメッセージが表示された場合は、「todokede.exe」および「update.exe」のプロパティのセキュリティを開いて、許可してください。

[セキュリティ：このファイルは他のコンピュータから取得したものです。このコンピュータを保護するため、このファイルへのアクセスはブロックする可能性があります。]

⇒[許可する(K)] にチェックが入っているか確認してください。



## 2. 上記1に問題がないにも関わらず自動更新が出来ない場合

環境やアクセス権等に問題がないのに自動更新が出来ない場合は、過去のデータを引き継いで最新のシステム（Zip 版）をダウンロードする方法があります。

### ① 過去の届出データの引き継ぎ手順及び注意点

- ・前年度に使用した届出書作成支援ソフトに保存してあるデータを年度ごとにエクスポートしてパソコンに保存してください。
- ・最新のシステム（Zip 版）をダウンロードしてください。
- ・パソコンに保存したデータをインポートしてください。

注意点：

- \*過去の届出データにおける区分が変更されている場合（一般化学物質が優先評価化学物質になった場合等）には、当該化学物質のデータについてエラーとなる場合があります。
- \*本手順では、個別辞書は引き継がれません。②の手順を別途実施してください。

### ② 個別辞書の引き継ぎ手順及び注意点

- ・届出書作成支援ソフト（旧バージョン）の個別辞書登録画面の【個別辞書】において下記を実施してください。
  - －CAS 番号（空欄）と官報公示名称（空欄）の右隣の「検索」をクリックする
  - －全選択のチェックボックスにを入れる
  - －「データ出力」をクリックし、登録した全ての個別辞書のデータを出力する
- ・届出書作成支援ソフト（新バージョン）の個別辞書登録画面の【個別辞書】において下記を実施してください。
  - －「外部取込」をクリックし、個別辞書のデータを取り込む
  - －取り込み内容を確認する

注意点：

- \*個別辞書に登録した未公示新規化学物質について、既に公示されている場合があります。その場合は個別辞書から削除するなど、ご自身で個別辞書の更新が必要です。

<参照>

届出書作成支援ソフト（ver. 04. 00. 00. 06）マニュアル

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/ippansystem/manual\\_2024FY.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippansystem/manual_2024FY.pdf)

- 10. 7. 届出データのエクスポート・インポート
- 10. 12. 他のパソコンへのデータ移行

### 3. 届出書作成支援ソフトの提供 (CD-ROM)

CD-ROM で最新版の届出書作成支援ソフトを提供しています。  
ご希望の場合は、申込用紙に必要事項を記入の上、返信用封筒 (A4 サイズ、切手貼付) を同封して、下記化学物質安全室までお申し込みください。

届出書作成支援ソフト (CD-ROM 版) 申込用紙 (WORD 形式 : 16KB) 

送付先

〒100-8901

東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 化学物質安全室 届出担当